

原議保存期間	5年(平成35年3月31日まで)
有効期間	一種(平成35年3月31日まで)

各管区警察局長  
各管区警察局長  
警視庁交通部長  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)

殿

警察庁丁運発第121号  
平成29年8月4日  
警察庁交通局運転免許課長

警察大学校交通教養部長  
科学警察研究所交通科学部長

認知機能検査結果の通知に関する運用上の留意事項について(通達)

高齢運転者による交通事故防止対策については、「「高齢運転者交通事故防止対策に関する提言」等を踏まえた高齢運転者による交通事故防止対策の更なる推進について」(平成29年7月14日付け警察庁丙交企発第104号ほか)により指示されているとおり、それぞれの高齢運転者の特性等に応じた、よりきめ細かな対策を推進していく必要がある。平成27年及び28年中の75歳以上の運転者による交通死亡事故の発生状況からみると、認知機能の低下が事故の発生に影響を与えていたと考えられるところであり、特に、認知機能検査で「認知症のおそれ」(第1分類)と判定された者については、自身の認知機能の低下とその運転リスクを自覚していただくとともに、必要に応じた運転免許証の自主返納を促すことも重要である。認知機能検査結果の通知要領については、「認知機能検査の実施要領について」(平成28年9月30日付け警察庁丁運発第141号。以下「実施要領通達」という。)により運用されているところであるが、この度、第1分類と判定された者に対して検査結果通知書を交付するに際し、自主返納制度や運転適性相談についての一層の周知を図るため、新たに下記の事項を記載した書面等を交付するなどすることとしたので、誤りのないようになされたい。

記

## 1 対象者

認知機能検査において第1分類と判定された者

## 2 記載すべき事項

### (1) 自主返納制度と各種支援施策の紹介

加齢等で自ら運転に不安を抱いている者や客観的に運転リスクが高まっていると認められる者等に対しては、移動手段の確保を始め、その生活を支えるための各種施策の充実に配慮しつつ自主返納を促すことも重要であることから、自主返納制度に関する説明及び各都道府県内で実施されている自主返納者に対する支援施策について記載すること。また、一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会ウェブサイトの「高齢運転者支援サイト」(<http://www.zensiren.or.jp/kourei/>)について記載するなど、高齢運転者及びその家族等(以下「高齢運転者等」という。)が必要な情報を容易に得られるよう配慮すること。

### (2) 運転適性相談の積極的な利用

運転適性相談窓口(以下「相談窓口」という。)では、高齢運転者等から積極的に

相談を受け付け、加齢に伴う身体機能の低下を踏まえた安全運転の継続に必要な助言・指導や自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の教示を行うなど、それぞれの高齢者の特性等に応じたきめ細かな対策を講じることとしていることから、相談窓口の所在地、連絡先等を記載するなど高齢運転者等が利用しやすい情報提供に努めること。また、相談窓口に医療系専門職員を配置し、その専門知識を活かしたきめ細かな助言・指導で運転適性相談の充実・強化を図っている場合にはその配置状況も併せて明記すること。

### (3) 認知機能検査の再受検の案内

認知機能検査（以下「検査」という。）受検者の中には、受検時に体調が優れない者等もあり、検査で第1分類と判定され、医師の診断の結果「認知症ではない」とされた者が、医師に対し「受検時は体調不良であった」「睡眠不足のまま検査に臨んだ」「検査の説明がよく聞こえないまま検査を受けた」等の説明をする事例が見受けられる。このような者が、体調を整えるなどした上で再度検査を受け、再検査の結果、第2分類又は第3分類と判定されれば、医師の診断を受ける義務を免れることとなり、これにより当該受検者及び診断を行う医師の負担軽減等にもつながることが考えられる。このため、検査は再度受けることが可能である旨を記載するとともに、再検査の結果、第2分類又は第3分類と判定された場合には、医師の診断を受けることは義務付けられない旨を記載すること。

## 3 交付要領

### (1) 当日通知の場合

検査結果を当日通知する場合は、上記2(1)から(3)について記載した書面（以下「添付書面」という。）を実施要領通達の別添7で示されている検査結果通知書に添付すること。添付書面は別添1を基本とするが、各都道府県の実情に応じた内容に変更した上で使用すること。

また、交付の際には検査結果を他の受検者に知られることのないよう配慮しつつ、添付書面の内容について丁寧に説明するよう努めること。

### (2) 後日通知の場合

検査結果を後日通知する場合は、検査結果を記載した書面に、実施要領通達で定める記載事項に加え、上記2(1)から(3)について記載することとするが、当該書面としてシール式はがきを使用しているなど、書面の都合上、十分な記載面を確保できない場合には、別添2を参考に前記項目及び運転免許担当課の連絡先等をわかりやすく示した上で送付すること。

なお、既に納入されているシール式はがき等の通知書については、その在庫がなくなるまで使用しても差し支えないが、検査結果を印刷する際に、可能な範囲で上記2(1)から(3)について記載するなど、その周知に努めること。

## 4 運用開始時期

準備が整い次第、速やかに運用を開始すること。

「記憶力・判断力が低くなっている」と判定された方へ  
 (自主返納と運転適性相談に関するお知らせ)

- **運転免許証は、自主返納することができます**  
 運転免許証の自主返納は、〇〇免許試験場、各警察署で受け付けています。
- **運転免許の有効期間内に自主返納した方は「運転経歴証明書」の交付を申し込むことができます**(別途、手数料〇〇〇〇円が必要となります)  
 運転経歴証明書は自主返納日前5年間の運転経歴(免許の種類等)が表示された書面で、銀行等で本人確認書類として使うことができます。
- **自主返納した方に対する交通機関の運賃割引などの支援があります**  
 自主返納をした方は、公共交通機関の運賃割引など地方公共団体等が行っている支援を受けることができます。支援の内容は、例えば一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会のウェブサイト「高齢運転者支援サイト」で紹介されています。
- **警察では、運転に関する相談を受け付けています**  
 〇〇免許試験場では、運転適性相談窓口を設置し、運転を続けることに不安のある方やそのご家族等からの相談を受け付けています。ぜひご利用ください。
- **相談担当者が巡回して相談に応じています**  
 運転適性相談窓口に行くことが難しい方等のために、相談担当者が警察署等を巡回して、相談に応じています。

記憶力、判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり進路変更の合図が遅れる傾向が見られ、このようなことが原因で交通事故を起こしてしまうことも考えられます。

この機会に、ご家族の方等と相談し、自主返納について考えてみてはいかがでしょうか。詳しいことは、こちらまでお問い合わせください。

問合せ先：〇〇〇警察本部運転免許試験場〇〇係  
 住所 〇〇市 〇〇町 〇丁目 〇番 〇号  
 電話 〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

きおくりよく はんだんりよく ひく はんてい かた  
**「記憶力・判断力が低くなっている」と判定された方へ**  
にんちきのうけんさ さいじゆけん かん し  
(認知機能検査の再受検に関するお知らせ)

○ **認知機能検査は、再度受けることができます**

たいちよう わる とき じゆけん かた ほちようき わす  
体調が悪い時に受検してしまった方や、補聴器をつけ忘れるなどし  
けんさいん せつめい き じゆけん かた さいど  
て検査員の説明がよく聞こえないまま受検してしまった方などで、再度  
けんさ う かんが かた にんちきのうけんさ じつし  
検査を受けたいとお考えの方は、認知機能検査を実施している  
じどうしゃきようしゆうしよとう ちよくせつもう こ にんちきのうけんさ  
自動車教習所等に直接申し込みをしてください。認知機能検査の  
じつしばしよ さいじゆけん ふめいてん かた い か  
実施場所がわからないなど、再受検について不明点がある方は、以下の  
といあわ さき と あ  
「問合せ先」までお問い合わせください。

○ **再検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」と判定されなかった場合は、医師の診断を受けていただく必要はなくなります**

さいけんさ う けつか きおくりよく はんだんりよく すこ ひく また  
再検査を受け、その結果が、「記憶力・判断力が少し低くなっている」又  
きおくりよく はんだんりよく しんばい はんてい りんじてきせいけんさ  
は「記憶力・判断力に心配がない」という判定であれば、臨時適性検査  
せんもんい しんだん う いし しんだんしよ ていしゆつ ひつよう  
(専門医による診断)を受け、又は医師の診断書を提出する必要はな  
くなります。

問合せ先： ○ ○ ○ 警察本部 運転免許試験場 ○ ○ 係  
住所 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 丁目 ○ 番 ○ 号  
電話 ○ ○ - ○ ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○

**「記憶力・判断力が低くなっている」と判定された方へ**

- **運転免許証は、自主返納することができます**  
自主返納をした方が受けることのできる交通機関の運賃割引等の支援があります。
- **警察では運転に関する相談(運転適性相談)を受け付けています**  
運転を続けることに不安のある方等からの相談を受け付けています。
- **認知機能検査は、再度受けることができます**  
再検査の結果により、医師の診断を受けていただく必要がなくなる場合があります。  
**詳しいことは、こちらまでお問い合わせください。**

○ ○ ○ 警察本部 運転免許試験場 ○ ○ 係  
住所 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 丁目 ○ 番 ○ 号  
電話 ○ ○ - ○ ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○